

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会
2. 開 催 日 時	平成26年7月18日（金）午前9時30分～午前11時45分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会 2階教育委員会室
4. 出席者氏名	（委 員） ◎朴恵淑、○松浦健治郎、岩崎恭彦、渡邊幸香、梅本治、津村善博、玉川義弘、高島信彦、中村哲也（◎会長 ○副会長） （事務局） 環境生活部 川口部長 環境・エネルギー政策推進課 武田課長、中川係長、鈴木主任、植村 都市計画課 長野課長、今西室長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	一般3名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

第3回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会

開催日時： 平成26年7月18日（金）午前9時30分～午前11時45分

開催場所： 松阪市教育委員会 2階教育委員会室

出席委員： 9名

朴恵淑会長、松浦健治郎副会長、岩崎恭彦委員、渡邊幸香委員、
梅本治委員、津村善博委員、玉川義弘委員、高島信彦委員、
中村哲也委員

欠席委員： 1名

小山利郎委員

事務局： 7名

環境生活部 川口部長

環境・エネルギー政策推進課 武田課長、中川係長、鈴木主任、
植村

都市計画課 長野課長、今西室長

傍聴者： 3名

事項

1. 開会
2. あいさつ
3. 報告事項
 - (1) 候補地における交通量と路上喫煙者の状況について
 - (2) 先進地の取り組み事例について
4. 議題
 - (1) 路上喫煙禁止区域の指定のあり方について
 - ①松阪たばこ販売協同組合からの意見書について
 - (2) 現地確認について
 - (3) 先進地視察について
5. 閉会

1. 開会

●事務局

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

第2回目の開催から2ヶ月以上経ちましての開催となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは只今から「第3回松阪市路上喫煙禁止対策審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、原則公開の立場を取っておりますので、よろしく申し上げます。受付を行いました結果、現在、一般傍聴の方3名が傍聴を希望しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

また、委員2名の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。関係団体の代表者として、松阪市自治会連合会長の小山利郎様、嬉野中川まちづくり協議会会長の津村善博様です。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、本日、小山委員につきましては所用により欠席されております。

また、第1回と第2回の審議会は所用により欠席をされておりましたが、本日は玉川委員にご出席をいただいております。

玉川委員におかれましては、平成22年7月に三雲地域の旧参宮街道沿いの自治会長として、市長に対し「路上喫煙禁止区域の指定及び実施に伴う市条例の早期制定に関する要望書」の提出をいただいた経過がありますので、報告をさせていただきます。

それでは、まず初めに松阪市環境生活部長 川口日出一から、ご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

●川口部長

本日は大変お忙しい中、この第3回目の審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。路上喫煙禁止区域の指定を定めております、「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」も施行されてから3ヶ月が経っております。少しは市民の方々に浸透してきたのかな、と感じているところでございまして、昨今、夕刊三重新聞の「まちの声」として、3月24日、6月20日に掲載がされました。一方は「条例の意義を考えましょう」というご意見、もう一方は「条例施行後も減らないばこのポイ捨て」といったような、少し厳しいご意見などもいただいております。また、6月の市議会におきまして、この条例をどのようにして市民に定着させていくのか、というようなご質問もいただいたところでございまして、条例が可決されました昨年の12月17日に因みまして、毎月17日を有志で市内のごみ拾いに取り組む、いわゆる「清掃デー」といたしまして、定着をさせていただきたいな、という考え方も示させていただいたところでございます。早速、昨日でございますけれども、三重交通の松阪営業所様がこの趣旨にご賛同いただきまして、松阪駅の南口周辺の清掃活動を実施されるなど、少し輪が広がった状況でございます。

さて、皆様にご審議をいただいている、この路上喫煙禁止対策のご審議につきましては、この条例の特色であります、ぜひ松阪らしい路上喫煙禁止区域というものを作り上げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。4月25日の審議会から今回の審議会まで、調査・準備に時間を費やしてございまして、3回目の審議会が遅くなりましたこと、私のほうからも改めて、心からお詫びを申し上げたいと存じます。調査につきましては後ほどご報告をさせていただきますけれども、松阪駅・伊勢中川駅周辺や景観重点地区におきます、人の動きの調査、路上喫煙者の実態調査などをさせていただいております。そしてまた、本日はより議論を深めていただくために、本町とか魚町周辺、松坂城跡周辺の地域を実際に歩いて見ていただくことも予定をいたしておるところでございます。大きな地図などもご用意をさせていただきましたので、禁止区域をある程度絞る方向でご議論をいただければと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

●事務局

ありがとうございました。

本日の審議会は、定数10人中、委員9人のご出席をいただいております、半数以上のご出席でありますので、「松阪市路上喫煙禁止対策審議会規則第6条第2項」の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長は、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長である朴様をお願いいたします。

朴会長、よろしくお願ひいたします。

3. 報告事項

●会長

皆様おはようございます。

先ほど部長からお話がありましたが、第2回の審議会が4月25日で、時間は経過しましたが、思い出していただくと、宿題がたくさん出ていました。今日はその宿題でかなりみえる部分と、またみなさんの知恵をお借りしなくてはいけない部分とがあります。一生懸命がんばったからこそ時間がかかったと理解しております。

今日はとても暑いですが、議論がもし早く終われば、回れるところだけでも回ってみたいなと思っております。

私は今日は早く起きて、駅周辺と、車に乗って殿町やいろんな所を回りましたが、非常にきれいな街でありました。駅の前では3人が、歩きたばこではないですが、立ち止まってたばこを吸っている光景を見ました。離れた所から様子を5分ぐらい見ていたところ、吸い殻を持ち帰らずにポイ捨てをしていました。その3人以外は、歩きたばこをする方もいなかったし、ポイ捨てされているごみも少なく、非常にきれいな街であるので、何らかの形で、私たちが今考えている、「歩きたばこをやめましょう」、「ポイ捨てはやめましょう」という事が、少しずつ浸透しているのかな、というようにも感じました。ただ、「か

な」というだけでなく、せっかく先駆けて作った条例ですから、どのように守っていくのか、それで松阪のイメージを非常に良いものにして、観光、文化、環境、産業、地域のまちづくりも含めて、松阪モデルになればいいな、とっておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は報告事項が2件、それから議題としては3件ありますが、調査の報告と、それに基づき、どの地域を重点的に考えればいいのかを、普段どおりみなさんの活発な意見を頂戴したいと思います。

まず報告事項に入る前に、これまでの審議会で話されたことについて、事務局は簡単に整理をしてください。その後、報告事項(1)(2)に入らせていただきます。事務局お願いします。

●事務局

それでは第2回の審議会の主な意見と課題というところで報告をさせていただきます。まず第2回目の主な意見でございますが、事務局からの説明におきまして、松阪を代表する地域という部分で松阪駅を中心に考えていきたいという説明をさせていただく中で、市全体で考えた場合の費用対効果という観点、そして、住民合意の観点から、まず松阪駅周辺を禁止区域に指定をしていくというご意見をいただきました。

それから前のほうに地図を掲示しておりますが、松阪駅周辺地区、それから景観重点地区の通り本町・魚町一丁目周辺地区、松坂城跡周辺地区、この3つを地図に落とす中で禁止区域を決めていくというご意見をいただきました。それから赤で囲ってある所になりますが、これが以前お配りした「活き生きプラン」という資料の中心市街地になっております。これは全体で170ヘクタールというところでございますが、全てを禁止区域にしているとはどうか、というご意見もいただきました。それから伊勢中川駅周辺につきましては、今の現状をみると、以前に比べると、ポイ捨てはまだあるものの、綺麗な状況になってきているところから、禁止区域はまず松阪駅周辺から指定していくという話しも出たという中で、禁止区域の指定は次の段階でも良いのではないかとご意見をいただきました。

それで、この意見を基にした課題ということで、大きな地図の作成、市街地の交通量や喫煙場所がわかる資料の作成。こちらについては用意しております。また松阪市の参考になるようにという部分で先進地の取り組みの詳細。こちらにも調べさせていただいております。それから市の禁止区域案の考え方の提案。他市のいろんな取り組み状況を確認していただいた上での先進地視察の検討。地域住民や利害関係者の意見を聴くことも重要ということで、禁止区域を指定した場合の住民合意の手続きの部分ということで、今後地域住民への説明をどのように進めていくのかという課題があると思います。以上簡単ではございますが、前回の主な意見と課題の報告とさせていただきます。

それから先ほど会長のほうから少し説明いただきましたが、本日の全体の流れという部分で、事項書をご覧いただきたいのですが、今から報告事項としまして、交通量調査であるとか、路上喫煙者の状況の調査をしておりますので、これらの説明と、先進地の取り組み

み事例の説明をさせていただきます。それから議題に入りまして、議題（１）としまして「路上喫煙禁止区域の指定のあり方について」。こちらにつきましては、前にあります候補地の拡大図面、それからそれぞれの駅や景観重点地区の拡大図もご用意しておりますので、そこらへんで色々ご意見を頂戴したいと思います。その後「松阪たばこ販売協同組合」から意見書の提出もいただいておりますので、そちらの説明をさせていただきます、それで議論に入ります。議論していただく中で、ある程度の方向性、禁止区域案が決まってくれば、景観重点地区などの現地確認を考えておりますのでよろしくお願いいたします。その後会議室に戻っていただきまして、最後となりますが、先進地視察の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。今日の審議会の全体の流れは以上でございます。

それでは事項書３ですが、報告事項というところで、（１）「候補地における交通量と路上喫煙者の状況について」。これは喫煙場所の状況も含みます。それから（２）として「先進地の取り組み事例について」という部分で説明をさせていただきます。

●事務局
(資料説明)

●会長

ありがとうございました。今の話を聞いて提案をしたいと思います。先ほどの事務局の話では、本日の日程について、議論をした後に現地確認を行い、またこちらに戻り、先進地視察について検討することを提案されていましたが、全部終えて、現地調査をして解散という形にしたほうがいいと思いました。それと先進地域に関しては、おのずとして、行ける所はだいたい決まっているのではないのでしょうか。われわれの目的に合った所は、滋賀県の長浜か彦根。長浜と彦根は１日で回れる距離にあると思います。だいたい行くところも決まると思いますので、時間的な都合を見て、片付けて現地調査に行くことを提案させていただきます。

そうしたら、いくら先進地域がああだ、こうだといっても、われわれ松阪については、やはりこの地域に合ったものにしなければなりません。先進地域に行くのは、われわれの考え方が間違っているのかどうか、より良いものがあるのかどうか、というのを確認するだけで、これだけ調査してもらってあるので、大体分かることは分かっているので、あとは確認しに行くということになります。むしろわれわれは、松阪市が持っている特色をいかに活かして、松阪モデルになるべく、みんなが幸せを感じる「win-win」になるものをいかにして作るのか、最大公約数を見つける作業をする必要があると思っております。今の宿題に関わるもの、報告に関わるもので、議題（１）のどこの地域を決めましょうか、という所もおのずとして見えてくるのだらうと思っております。まず資料１、資料２について、調査内容について質問、コメントなどがありましたら承ります。

●委員

資料3に駅の利用者と観光客数がありますが、観光客数というのは長浜の黒壁ガラス館、それから彦根の彦根城だけですか。例えば豊橋駅は駅の利用者で観光客ではないですね。

●事務局

豊橋市、小牧市、稲沢市につきましては駅前に観光名所がありませんので、駅の利用者のみを掲載しております。長浜市と彦根市につきましては、特に長浜市につきましては、駅の利用者よりも観光名所のほうが、観光客が多いことから、そのようにしております。

●会長

ありがとうございます。その他にいかがですか。

●委員

松阪市で行われた調査ですが、ひとつ気になったのが、土曜日にされたことと、平均を出されているのは何か意図があってそのようにされたのでしょうか。

●事務局

それぞれ調査日であったり、調査時間が異なるのですが、ぱっと見て比較がしやすいように、その時間帯の平均人数を掲載させていただきました。曜日につきましては観光客等の多い土曜日、日曜日で検討しており、都合のついた土曜日に調査をさせていただきました。

●委員

松坂城跡周辺の事例ですが、御城番の数が、土曜日1時間平均39人、合計で154人となっておりますが、ここは特殊な事情がありまして、観光客は土曜日よりも日曜日のほうが3倍も4倍も多いです。私は毎週日曜日に、よいほ小苑でお茶の接待をしており、土曜日と日曜日を比較するとかなり違います。ですから土曜日だけの数字だけで考えてもらうと困ります。これは他の観光地も同じだと思います。7年間お茶の接待を行っておりますが、平均300人から500人で、素通りする人も含めるとその倍はありますので、かなりの人数になると思います。

●事務局

一点補足させてください。御城番屋敷の入り込み客数を調べさせてもらっておりまして、1日あたり平均が90人でした。

●会長

喫煙状況はいかがですか。

●委員

よいほ小苑の中に喫煙所がありまして、みなさんこちらを利用されています。「重要文化財でたばこを吸うのはいかんわな」と、みなさん理解していただいております。ただ、第2回の審議会で問題提起をしました、松阪工業高校の問題ですが、実は5月13日に問題が起きました。松阪工業高校の裏門の近くのマンション住民から相談があったのですが、二十歳を過ぎた松阪工業高校の夜間の生徒が、校内ではたばこが吸えないため、裏門のところにたむろし、そこでたばこを吸っていました。教育委員会の方もみんな集まってもらい、校長先生、教頭先生にお話をし、裏門を閉鎖していただいたら、今のところ、どこかに姿を隠しました。

●会長

観光客など外から来る方は、比較的マナー、ルールを守り、喫煙所があるとそこで吸う方がほとんどであるにもかかわらず、地元の若者についてまだ問題があるのだらうと思います。

いろんな問題がありますが、せっかく条例ができていますので、松阪の全地域でたばこを吸えなくするというのはありえないですが、ある程度の区域を決めて、そこでの禁止をしていくために、この審議会があるわけです。この調査ではこれだけの人が歩いていて、路上喫煙はほとんどされていないというのが見えました。

●委員

昔に比べれば圧倒的に減りました。しかし駅前は特に、まだまだくわえたばこをする方がいます。

4. 議題

●会長

ただ、また後ほど出るとは思いますが、松阪たばこ販売協同組合から、どのような意見が出ているのか聞きたいのですが、そこも踏まえて議題(1)に入っていきたいと思います。入る前に、市の考えはどうですか、という宿題を出しましたので、市の考えを聞きたいのですが、同時進行で行きましょう。まずたばこ販売協同組合からはどんな意見が出ましたか。

●事務局

5月11日付けで組合のほうから、審議会の中村委員宛に意見書の提出がありました。その内容を報告させていただきます。3月19日の第1回の審議회를傍聴されていたというところで、審議内容を聞かれた中での意見でございました。

計画案によると、松阪駅前に喫煙場所を設置し、市内を路上喫煙禁止区域に指定するというもので、くわえタバコもできません。喫煙場所が松阪駅前1ヶ所というのは、愛煙家の人々を束縛した無謀なことではないでしょうか。たばこを吸っている愛煙家の方は、たばこ税を関係市町村に支払っており、今年度のたばこ税の収入見込みは12億3000万ぐ

らいになるそうです。たばこ組合としては、環境美化のため、「くわえタバコ」、「吸い殻のポイ捨て」を防ぐために歩道・車道の区別のある道路には、歩道上に喫煙スポットを設置してもらいたい。喫煙スポットには間伐材を利用した長椅子を置き、スタンド灰皿は日本たばこ産業から寄贈してもらおうとよいのではないかと。というのが主な意見でございます。

●会長

ありがとうございました。意見は意見として承りましょう。これに対する意見は、今出たばかりですので少し考えさせてください。その間に、ここに用意していただいた地図等は市の考え方に基づいて作られており、後にわれわれが考えることになると思いますが、まずは市がどういう考え方を持っているのかを説明していただけますか。

●事務局

前回、松阪の玄関口として、松阪駅は指定するにあたり外せないというご意見があったかと思えます。その中で、松阪らしさということを出すには、松坂城跡周辺地区や通り本町・魚町一丁目周辺地区の景観重点地区、そういったものも、今ちょうど「生き生きプラン」にも書いてございますが、長谷川邸を中心に「歴史と文化のまち」ということで、いろいろ事業を進めていこうという市の考え方もありますし、今「三越」という話も出ていまして、様々な計画が出ている中で、今から松阪を打ち出していく中では、通り本町であったり、殿町という所は、貴重な観光スポット・拠点になっていくのだろうと考えます。そうするとやはり、駅周辺と、通り本町、松坂城跡という所は外せないかな、と考えております。その中で、今われわれ事務局で描いたものがあるのですが、松阪駅周辺、どのあたりまでというのは議論があると思えますが、駅の周辺、ターミナルの部分、私たちも月2回清掃活動を行っています。その中で、線路を渡るところにたばこの吸い殻がよく落ちているように思います。現状としてはそういうところがありますので、駅の近鉄側、三交バスターミナル側、そしてそれらを結ぶ線、地下の歩道、こういった所を指定していければと思っています。ただ、駅前商店街ベルタウンにつきましては、まだ商店街様とか調整が必要な部分もありますので、できるだけ早く打ち出していこうという考えの中では、ベルタウンまでは行かず、どこかで止めて禁止区域にしたいというように考えております。またその状況を見て、区域の追加や変更も考えられるかと思えますので、そういった案をひとつ持っています。そして「生き生きプラン」にもありますように、通り本町・魚町の中ですね、区域という考えも一つありますが、この条例には過料はありませんが、勧告・命令という規制がある中で、誰もが区域に来た時に、ここは路上喫煙禁止区域だな、とわかるような標識・サインが法的な部分で必要であると思えますので、案としましては本町の今の銀行のところ。それからちょうど今、カラー舗装がされていますが、こういった部分。それから市役所の周り。こういった路線を禁止区域にしていけばどうかと考えています。そしてちょうど今本町のあたりから歩道整備がされていますので、お城に向かったの部分、そしてお城から御城番にかけての通路、御城番の通り、そして今度は原田二郎旧宅、この辺カラー舗装がされていますので、少しサインをすればここは違うな、ということ

がわかるのかなと思います。そういった部分で八千代さんがあるあたりまで、こういった線を駅前とプラスして、これから松阪は歴史と文化ということで進んでいく中での区域にしていけばどうか、というひとつの考え方があります。そしてもう少し拡げていきたいというお考えもあるかと思いますが、一度に拡げるのがいいのか、まずは重点観光スポットの部分をやってみて、実態も踏まえながら変更を行うということは、条例の中でもできることとなっていますので、そういった部分で経過を見ながら検討していただければと、今考えているところでございます。

●委員

質問ですが、今赤でしるしをされたその中には、喫煙場所はつくられないのですか。

●事務局

松阪駅については、現在観光情報センターのところに、公のものではありませんが、喫煙所がございます。ただ、観光情報センターにいろいろ聞いてみますと、朝の通勤時間帯には、ここが喫煙場所というのが定着しており、かなりの人がそこでたばこを吸って、電車に乗っていくという実態がございますし、休日等も観光客が情報センターに立ち寄る際、喫煙者の煙が来てしまうので、できればここは、喫煙場所としては考えてほしくないのご意見をいただきました。そこでひとつ、まだ案なのですが、第三銀行とこの建物の間に自転車の駐輪場がございます。これは市の土地ですので、少し離れているためサインが難しいかもしれませんが、ここに喫煙場所が作れるという候補地になるかな、と今考えております。ただ近鉄側の東口については喫煙場所の設置が今の状況をみますと空き地等がなく難しいです。喫煙場所を作るか作らないかについても、またご審議いただきたいと考えております。

●委員

この前、東京の立川に行ったのですが、駅前に一つの喫煙コーナーがあり、かなりの広い面積があるのですが、人口密度はかなりのものでした。やはりそういう場所も必要だなと思います。ところが京都の駅前については、以前はビルの横にあったのですが、駅周辺は全然ありませんでした。あるのがいいのか、ないのがいいのか、どうでしょうか。

●事務局

自治体によっていろいろな考え方がありまして、意見聴取会に来ていただいた市川市については、自治体が路上喫煙禁止区域を決めるのだから、喫煙所を自治体がつくるのはおかしいという考え方でありました。ただ、どちらがいいのかというのは判断が非常に難しいところがあるのですが、喫煙所がなくて、禁止区域以外のところに吸い殻を捨てられるのも困るな、という考え方もあります。

本町・殿町のあたりには梅本委員も言われましたように、御城番のところには、写真をつけてございますが、パークとなっており、喫煙場所と明らかにわかるようになっていま

す。通り本町・魚町につきましては、市役所の敷地内に、昔の自転車置場なのですが、喫煙場所がありますので、少し距離が離れているのですが、今後観光拠点にしていく中で、喫煙場所というのもきちんと位置づけていければと考えております。あと、市民病院前の市の駐車場もバスがついたりして観光客がかなり降りられます。バスの待ち時間の間にたばこを吸うことが想定されますが、ここにはたばこが吸える灰皿が置いてあったり、そういった部分もありますので、このルートが決定ではありませんが、色んなご意見をいただく中で考えたものを示させていただきました。

●委員

行政の考えを説明いただきましたが、いまラインが引かれたところは一気に指定するのか、ステップを踏んで段階的に指定するのか、どちらの考えですか。

●事務局

いま歩道整備がされており、今年度終わると聞いています。ただ、この長谷川邸については平成28年、29年頃までかかると聞いておりますので、いろいろご意見あるかと思いますが、4月にこのラインをやっていきたいと思います。

●委員

たばこを吸う人が悪者みたいな言い方でここでは話されていますが、吸う人にもその人の権利があるわけなので、例えばの話、喫煙を禁止しますとしたら、吸える場所を決めないといけないし、それを告知することも全て同時進行していく必要があるため、ただ地域を決めるだけではなく、設備なども考える必要があるため、一度にやるのが適切なのか、それだけの予算がとれるのか、というのが心配に思います。

●事務局

日程的に厳しい部分はありますが、サインなり設備については、もし仮に4月1日からやっていこうというのであれば、あと2回予算を要求する時期がございます。喫煙所については、観光客の方に場所の表示も当然必要だと思いますし、観光マップ等でも、ここは路上喫煙は禁止です、という事をお知らせする、そういうタイミングについては、観光協会ともお話しさせてもらいましたが、4月の指定なら5月頃の新しい冊子にもちょうど間に合うことも事前に聞かせてもらいましたので、みなさんの意見、お金があるのかどうなのか、という意見については、できないことはないと思います。市としてやっていくという思いは市長としても持っておりますので、あまりにも区域が広くなると時間を要してできないという可能性もありますので、もしみなさんの力をお借りして地域の方の同意を得るといっても含めて、4月スタートを目指してやっていきたいと考えています。

●委員

事務的な意見で申し訳ないけど、170ヘクタールを全部やるのがいいなと自分は思って

いますが、市民の立場から見れば、なんでも網掛けしたらいいのか、それは無謀と違うか、それだけの施設とか設備とか告知とかを十二分にしておいてからするのならそれでいいかもしれないし、ある程度ステップを踏んでやったほうが、次年度はこうしたほうがいいのかと違いますか、という告知をしながらやったほうがいいのではないかなと思います。私は一箇所指定をするだけでもすごくお金がかかると思います。それだけの予算を取れるのかと疑問を感じます。また「松阪らしさ」という言葉。ものすごく難しいと思います。「松阪らしさ」を100パーセント答えられる人はいないと思います。

●会長

ちょっとここで、松阪市は条例を作り、4月1日から施行しました。じゃあ実際にどうしますかといった時、何もしないわけにはいかないじゃないですか。それをどういうふうにしていくのかは、いろんな自治体の事例において、どういうプロセスでここまで来られたかの調査が必要だと思います。行政同士なら教えてくれると思いますから、今後それも踏まえながらやることになると思います。いろんな意味で、今松阪市がどうしてそれを作るのか、というのを最前線でやってきた岩崎先生から話を聞いて、少し冷静に考えて、じゃあどこか必ずやるんだと、市の案は、松阪駅周辺の面的な部分はある程度考えて、それから本町と殿町の道路に沿った線的なところといった、ある意味では妥協したというか、やれそうじゃないかといった提案になっていると思いました。そういう部分も踏まえて、法的な立場と、それから実際にいろんな街で、杉並区もそうだけど過料を科しているじゃないですか。松阪市は罰則のない多少やさしそうな条例であります。そこを踏まえて「松阪らしさ」というのが出てくるはずなんです。だいたい条例だったら、「ダメ」だ「罰金」じゃないですか。そこがない条例を作ったわけなんです。にもかかわらずここはダメという印象を受けるところから見たときに、行政はどういうふうな説明を、どういうことをやらないと説明責任を果たすことにならないのか、協力を得ることが難しいのか、そこを踏まえてお願いします。

●委員

罰則がないということはおっしゃられたとおりなのですが、条例には勧告をし、改善命令処分ができるという仕組みになっておりますので、実態としては資料3でご紹介いただいた豊橋市と同じになるんですね。豊橋市は過料の規定を持っているけども、まだ過料を科した事がなく指導にとどまっている。松阪市の場合には指導や勧告だとか改善命令処分の規定はあるけども過料の規定はない。でも実態としてやることはたぶん改善命令はなかなか出せずに指導まで。ということだと思いますので、実態としては豊橋と同じなんですね。ですので、豊橋が看板標識サイン等としてこのくらいのことを行っていますけれども、松阪市でも過料を科さないとしても指導はするということであれば、これと同レベルのことは実施していかなければならないだろうな、と私は思っています。ですので、高島委員からご意見あったように、行政としての費用負担の問題として、今回3区域を指定することが、それに見合うかどうかという観点からの検討はしていただいたほうがいいのかと

思います。

●委員

区域を決める時に、指導だけと言っておいて、その後あまりにも指導だけではゆるいということで、過料または罰金を後からするというのは可能ですか。

●委員

将来的な話としてはできると思います。例えば今の条例では過料がないので、今歩きたばこをした人に対して、例えば来月条例で罰則を設けることにして、来月できた条例で先月たばこを吸った人に罰則を科すっていうのはだめです。遡って行うのはできませんが、来月罰則付きの条例に改正して、来月以降の歩きたばこの人たちに対して罰則を科すというのは可能ですので、今後の条例の施行状況や街の歩きたばこの状況を見て、しかるべき時期に条例改正について検討していただければと思います。

●委員

例えば人間的に、罰金というような言葉を先につけた条例のほうが浸透しやすいのか、そうじゃなくて松阪は人間性を疑わず指導だけでいいのか、松阪を見てどう思いますか。

●委員

一つの考え方として罰則というのはあっても使わない場合が多いです。威嚇効果みたいなもので、いざとなったら罰金を科すぞ、ということを背景にして指導するほうが、効果的だということが確かにありますので、そういう意味で本当は科すつもりはないけども、一応仕組みとしては罰金を用意しておくということが、自治体の条例の場合結構あります。松阪の実態を見てどうかということですけども、先程来お話しがあったように、そんなに歩きたばこの数が多いかというのは資料からは読み取れませんし、また、吸われている方も、バス待ちの時にたばこが吸えるスポットで吸われているとか、城下町の近くでも喫煙スポットで吸われているとか、どちらかということ、かなりの程度マナーを守られた上での喫煙が多いのではないかという印象を持ちました。そうだとすると、今の段階ではルールで厳しく取り締まるというよりも、マナーに強く訴えかけていくという趣旨で、罰則を設けない条例が、松阪では作られているということには、松阪の実態に即した意味はあるんじゃないかなと私は思います。

●委員

交通量と喫煙の状況資料を見ていると、お城の周りというのは路上喫煙者がほとんどゼロに近いので、象徴として喫煙禁止にするのはいいけど、たぶん重点的に取り組まないといけないのは駅の周辺だと思うんですよ。たぶん線路のまわりに吸い殻が多いというのは、道路でも中央分離帯にごみが捨ててあるのと同じで、人の目もないし、草むらで捨てやすいという部分があると思います。あと喫煙所を設けるという話ですが、お城のところに現

在灰皿が設置されているようですが、その掃除はどのようにしているのですか。

●委員

街の人間がボランティアで、前を通った時に掃除をしています。だからきれいですよ。以前費用のことで、どこが掃除をするのかという問題が起りましたが、俺らが責任をもってやっていくという話しになりました。だからよいほ小苑はきれいになっています。気が付いた者がやろうというスタンスです。

●事務局

歩くたびにいつも綺麗なのに気付きます。われわれとしては申し訳ないですが、近所の方が自分たちの街を綺麗にしていこうということで、御城番のごみも拾ってみえますし、地域の方がそのような意識を持ってやってもらっており、喫煙所もその一つだというふうに認識しております。

●委員

駅前の実態ですけど、観光協会の喫煙所は中に入っているのだからわかりにくい。それから公衆便所の所でよく吸っています。

●委員

ひとつ区域指定についてもう少し発言させていただきます。次に松浦先生がお話いただけると思いますので、松浦先生にご質問をしたいという趣旨で発言させていただくのですが、今回の指定区域の考え方全体としては、私は賛同します。ただ、もともと私自身は駅前のみでいいんじゃないか、というふうに考えてきましたので、今回プラスアルファということで景観重点地区を加えていただいて、まあ、ひとつの考え方だと思っております。

ただ確認しておきたいのは、おそらく指定の観点が変わってくるのだろうということなんです。駅前地区は人の往来がそれなりに多いということで、歩きたばこをする人がいると危険であるとか、副流煙の問題があって健康を害する、というような点がどちらかというところと重視されて区域が指定されるんだろうと思います。ですので、歩行者の多い区域を重点的に指定し、その区域での啓発をしていくようなことで条例を運用していけばいいと思いますね。他方で、景観重点地区に関してはどちらかというところ、生命や健康という観点からの指定ではなくて、街の美化ですとか、景観保全という考え方で指定をしていくと思うんです。なので、おそらく条例の実施運用の仕方も若干変わってくるんじゃないかという気はしているんですけども、ひとつその点から疑問に思っているのは、景観重点地区について、今ピンクで線を引いていただきましたけど、道を指定していくということでもいいのかどうかということなんです。一步入ると吸えちゃうということになりますよね。安全という観点からは、人の往来の多い所の道を指定していくということは、すごく納得いくんですけど、景観を保全するという観点だと、一步入れればたばこが吸えるというのはちょっと趣旨が違っていくのではないかなという気がするんです。ですので、そこは私よりも

松浦先生のほうが専門だと思いますので、区域ではなくて道を指定するというのが景観保全という観点から見たときにどうなのかということ、松浦先生に教えていただければなと思います。

●副会長

今の話の流れの中で、確かに景観重点地区、特に松坂城跡周辺地区については公共空間がかなり面的にありますよね。なので、道路の部分だけ指定するのが本当にいいのかわるか、事例で紹介していただいた彦根のタイプが松阪に近いと思っているのですが、駅から線的に駅前通りを通して、お城のところは面で指定されていて、キャッスルロードは線、四番町スクエアは面という形で、面と線の使い分けで指定がされていると思いますが、松阪の場合も彦根のような形で駅前の辺りから始まって、彦根と同じように駅からお城まで1km ぐらい、歩いて15分ぐらい、わりと徒歩圏にありますから、城の辺りまで線的に繋いで、お城の辺りは面にしていくと。問題は通り本町・魚町の部分で、ここは通り以外の部分は私有地がけっこう多く、公共空間でない部分が多いので、そこを指定していくかどうかというのが一つ論点としてあるかなと思います。

あと区域の話の中でちょっと整理したいのが、私が禁煙区域の条件として考えているのが3つぐらいありまして、一つは交通量が多い、特に歩行者数が多い場所が挙げられるだろうと。これは調査していただいて、松阪駅と伊勢中川駅2つの駅の周り、それと駅前通りの辺りが多いというのが結果として分かりました。それからもう一つが喫煙者、喫煙率が高い場所ということで、そこは調査した中ではかなり低くて、高いところを挙げるとするならば、近鉄松阪駅のバスを待っている方が結構吸われているというのが分かってきました。ですから喫煙率の高いところというのは近鉄松阪駅の辺りが該当するのかなと思います。それからもう一つが松阪らしさに関わってくるという話で、松阪らしさをアピールするために、今まで考えてきたのがたぶん、美しい景観を守っていく場所ということで、景観重点地区の3つの地区で、その中でも特に松阪の中心にあるという意味で、この2つの重点地区が候補として挙がってきているのだと思いますね。ですからそういう3つぐらいの条件に該当するところをプロットしていただいたのが、このピンクの部分だと思うんですね。これに例えばプラスするとしたら、例えばですが、この駅前通りはそれなりに歩行者が多いところですね（日野町交差点まで）。それから繋ぐという意味ではこの部分ですね（中町交差点まで）。そして2つの景観重点地区を繋ぐこの部分。そこから御城番のあたりまではいいのですが、殿町のこの部分（同心町）は、私はすごく大好きな場所なんですけど、ここを区域に指定するかどうかというのは議論の、これは道路以外は私有地が多く、そこを指定するかどうかは住民の方々との話し合いも必要になってくるのかなと思うのです。そこからこの辺りがほんと人が流れているのかは若干心配です（日野町交差点まで）。ですから、おおむねこの辺りを指定するというのは賛成なのですが、その辺りを繋いでいってとか、面的な部分と線的な部分をどう組み合わせっていくのか、という辺りが論点になるかなと思っています。

●会長

先生、具体的に提案していたもの、いくつか紹介してください。

●副会長

組み合わせの話で、ひとつは駅前の広場と、その繋ぐ部分で、事務局からご紹介いただいた部分で、あとは駅前通りと、ここの通り（日野町交差点～中町交差点）で、それからここの部分（通り本町・魚町一丁目周辺地区）は面的に指定するのか、それとも事務局の案のように道路の部分だけにするのかというのは議論があると。それからここの部分は交通量も結構あるのでここはいいだろうと思います。2つの重点地区を繋ぐ道ですね。それからここ（松坂城跡周辺）がさっき言ったように、公共空間を面的にするのか、事務局の案のように一部の道路だけにするのかというのがあります。それからここの所が（同心町）さっき言ったように、重点地区なんだけど、わりと私有地が多いので、ここの部分をもし指定するのなら道路の部分だけにするという方法もあるだろうし、住民の合意を得ながら面的に指定するという考え方もあるということで、それぞれ、こういう部分は面にするのか、線にするのか、繋ぐのか繋がらないのかという話しになります。駅の辺りは人通りも多いし喫煙者も多いので少なくともやらないといけないね、というのはみなさん合意されているかと思うんですけど、問題は多分この辺りの部分、それから繋ぐか繋がらないかという辺りが議論のポイントかなと思っています。

●委員

前回の会議で費用対効果という言葉が使われたと思うのですが、今言ってもらったように一斉にやったほうが費用対効果は生まれるのですか。それとも部分的にステップを踏みながらやったほうがいいのか、そこの所はどういうふうにしたらいいでしょうか。

●副会長

先ほどの事例紹介のところで、彦根の事例の中で、駅の裏とか南彦根駅を段階的に指定したという話がありましたよね。だから段階的にやっていくというのは一つの方法としては多分あるだろうと思うんですけど、その辺りが予算の話ももちろんありますので、一つの考え方ですけど、段階を経ていく考え方をすると、まず、理想論というか例えば30年後にはこのぐらいのエリアをやっていこうというのを、まずみなさんと合意をして、それを実際戦略的にどのようにやっていくのかというので、例えば段階的に、3段階ぐらいでちょっとずつやっていこうという話がありますね。なので、そのあたりは、例えば松阪駅よりは少し少ないですが、かなり交通量があるので、伊勢中川駅は次のステップでやっていくという話はたぶん出てくると思うんですけど、私は段階的にやっていったほうがいいのかと思っています。

●委員

ただ本町のところだけを言えば、景観整備計画に入っているわけですけど、ただ一点、

設備的なこと、ポケットパークも作りました、喫煙者に対しても優しい街づくりですよという本も出しました。そうしたら費用対効果はどうだと言われたら、そこがたぶん難しい。お金を使ったわりに何の意味があったのかと言われるのでは。

●副会長

費用対効果というか、たぶん松阪市としての姿勢だと思うんですね。市民の姿勢として、ここはたばこを吸わない美しいまちを、みんなで守っていこうと思っている、そういう地区ですよ、というのを対外的にアピールするという意味合いが強くて、だから費用対効果があるのかと言われると、重点地区はそもそも喫煙者が少ないので指定する意味があるのかという話もありますよね、なのでそう言われると実質的には駅前あたり、特に近鉄側だと思のですが、松阪らしさというか、景観を守っていく、そういう場所ではたばこを吸わないマナーをみんなで守っていこう、という姿勢を打ち出すという効果はあるのかなと思っています。

●事務局

いま言われたように、将来的というか、いろんな観光ルートの中で、きれいな街だよ、景観を守っていく街だよ、というのを打ち出していきたいという市としての思いはございます。ただいっぺんに、こういう案も当初はあったのですが、一度に駅前からこの辺から合意形成とか色んな難しさ、制限がある中で、また例えば路上喫煙禁止にしてしまうといろんな祭りのときに規制があるのはどうかとか、いろんな調整もいるかなという思いもありました。当初こういう、まさに帰ってくるというルートもあったのですが、一度にそこまでというのはいかがなものか、ということもございました。最後に先生が言われました、松阪はきれいな街だよ、きれいな街にしていこうという姿勢を持っているんだよということも、観光マップとか、色んなものに示す中で、松阪を売り出していくという効果も含めながら、この路上喫煙禁止区域を指定していこうという話に入っていたという所もあるのかなと思っています。

●会長

費用対効果もいろんなやり方があります。「松阪はきれいなまちだ」というようなイメージアップに繋がるものも、すぐに効果が出るもの、1年後に出るもの、30年後に出るもの、100年後に出るものなど様々であると思います。今どう考えるのかということであれば、彦根であれば彦根、あるいは豊橋なら豊橋、モデル的な所をとことん突き止めてほしいのです。ここ周辺だけ禁止して、ここは吸っていいですよ、ここはダメですよということで、松阪は景観が美しいまちだということの効果があるでしょうか。地元にいる人は、ここは景観重点区域だからそうなんだな、ということを理解してくださるかもしれないけれど、ここの条例というものは、松阪市民じゃない外から来ている人だって規制がかかるわけです。喫煙場所の全くない完璧な路上喫煙禁止区域ではありません。喫煙者にも配慮しつつ、観光客にとっても分かりやすい形での区域の指定が必要に思います。駅前通り商

店街は市道でしょうか。

●事務局

県道に当たります。

●会長

そもそも今日は全部決めるということはありませんでしたが、みなさんの意見をどんどん出していただきたいと思っています。それからたばこを販売する方にとっては、これは確かに大変なことです。意見を出すのは当然です。でもそこをどういうように、われわれの総意と歩み寄らせるのか、ということを考えていることですので、例えばたばこ産業からこういう意見が来て、こうこうしていくから絶対やるべきだ、という意見もいいですし、なんだかわからないけどやるならやるといいという意見も出ていいですし、どんな意見でも出ていいんじゃないですか。そういうものの中から、われわれは決めていく。ある意味では責任と権限を持っているわけですから、市で出されたものをわれわれがはいはいと言って全部 OK ということではないけれども、ある程度納得のいくようなものを市のプライドを持って、条例まで作ったのなら、これでどうですか第1案、第2案、そういうような部分を出していただかないと、これは多分私たちから見ると、妥協に妥協していった中途半端なものだと思っていますよ。そこまで言っても、われわれ審議会の責務がありますので、ここでもうちょっと話を聞かせていただきたいなと思っておりますが、まだ発言をしていただけていない方も発言をしていただければありがたいですし、今出されているものに対して、持ち帰って地元の方々に話をもう一度していただいて、うちのところはこの辺の人たちなんだけど、やったほうがいいのかという意見が多かったとか、絶対だめだと言ってたとか、いろんなことをお願いして、持って帰ってやることになると思いますが、みなさんはこれでよろしいですか。

●委員

確認ですけど、このステージは、協議をしながら答申的なものは出すのですか。

●会長

審議会としては結論を市長宛に出し、それをどのように判断するかは最終的に行政の責任になります。われわれはこういうふう考えたんだよ、というコンセンサスの意向を課すわけなんです。それを見て、庁内のいろんな会議とかを通じて、最終的に市長がじゃあやりましょうとか、やめましょうとか、いろんなことは行政が決めることになります。

●委員

このステージでどれだけ良い意見が出て、行政がこれはダメですよ、となれば終わりですか。

●会長

理由なくダメということは説明責任を果たさないといけないので、審議会で例えばこういうふうにしていただきたいという形での、われわれの総意を出しているものに対して、ダメダメと言ったら最初からこの審議会を作る必要がないですよ。われわれに対しても、行政としては説明責任があるんです。あなたたちはこういうふうには審議したけど、ダメだったら何でなのかということ、われわれに説明しなければいけないし、それが平行線をたどったら、またもう一度考えなければなりませんし、そういうことが審議会ですので、「委員会」と「審議会」名前が若干違うけど、私の認識では審議会は重いんです。

●委員

重いですね。少なくとも条例に基づいている審議会ですし、その趣旨からは市長は審議会の意見を尊重して、最終的な判断をしなくてはならないということになりますから、単に意見を聴くというということではないです。私たちの意見を尊重して最終判断しなければならないという義務はあります。それだけの重みがあると思います。

●委員

それだけの重みがあるということですね。そうじゃなければ一生懸命がんばってまとめて、出したらダメですよと言われたらする必要はないですもんね。

●会長

ダメな時もあるのです。ただ、なんでかという所で双方が納得するような形にしないと、市はこういうことを前例に残すことになるんですよ。尊重して何とかするということが審議会の位置づけなのに、市長が全部それを聞かなかったとしたら、審議会を作る必要もないですし、審議会に来る必要もない。昔だったら「しゃんしゃん」というのがやりやすかった時期もありました。ただ、ここに座っている人は良い意味でも悪い意味でも曲者、特にわたしですが、そういう人を委員長にしているということは覚悟しているからなんです。そういうことで、何が言いたいかということ、形だけの条例を作って、形だけの場所を作って、結局、住んでいる市民がものすごく苦しくて、「こんなもの」というようなものを作る審議会はいらないじゃないですか。だけど、ある程度の不便を強いるけど、松阪市が今後すごく良いまちだよ、ということになって、次を担っていく子供たち、若い人たちが誇りを持ってやれるようなものを、少なくともこの時点でわれわれが考えました、というものを残したいですし、そこを尊重したいから、市も審議会を設置しています。そうじゃない市もいっぱいあります。審議会もなしで、パツパと線を引いてやっていて、細かく聞いたら引っ込むというようなことも色んな自治体であるけれども、少なくとも松阪市はそういうことは考えていない。ただ日程的に、ある程度考えていかないと、何度も何度も同じような議論ばかりで進まないということも審議会としての責任がありますので、言う時にはバンバン言うけれども、あるところで歩み寄れるようなものを作るということがあるから、歩いてみましようか、どこか行ってみましようか、調べましようかということに

なっていると思います。そうしたら、もともと予定では何時頃から歩くことになってい
ますか。

●事務局

ちょうど今頃を考えていました。

●会長

歩くのは30分ぐらいあればいいですか。

そうすると、今日は論点整理をして次回に持ち越したいと思います。まず、市が提案し
た案がありました。それに対してみなさんは地元の方々とお話しいただき、われわれは、
われわれで調べて、ここがこういうふうになっていて、面なのか線なのか点なのか、いろ
んなものが出てきましたが、そこをどういうふうに整理するのかを次回考えたいです。そ
れから市としても、もうちょっと納得いくような形、例えば土曜日がいいのか、日曜日
がいいのか私はちょっとわからなかったのですが、もし日曜日もやっていく必要があるな
らば、申し訳ないけど調べていただく。それから公共の場所なのか、私有地なのか、どう
なっているのか。彦根とか豊橋は、どういうプロセスで何年かかってここまで来られたのか、
一気にやったのかどうなのか、そこでどういうことが発生したのか。いろんな部分を、先
進的な事例ならわれわれにプラスにならないといけないので、そこをちょっと調べていた
だくということにしましょう。それから、先進地域の視察はみんなが行ったらいいとい
うものではないと思っています。だからまず、勉強も兼ねて市の方々がどこに行くのかを
決めていただいて、日程調整していただいて、場合によっては滋賀県に行くグループ、愛
知県に行くグループがあってもいいと思いますし、稲沢とか豊橋とか行こうと思ったら1
日で行けるところじゃないですか。そういう所は必要であれば行政で行ってくる、とこ
とん聞いてくる。われわれが行くところだったら、例えば今のところお城がある彦根が近い
かな、ということがあるなら、一度、候補日を出していただいて行ける方は行く、とい
うことでいいですか。次回第4回目はどのようにすればいいのか。だいたい来年4月になん
とかやりたいというのであれば、それもある程度の、予算もみなさんものすごく心配し
てくださったので、何とかなるのかどうなのかも、内部のいろんな調整をしていただき、私
たちを安心させていただきたい。それと標識も、いろんな標識があると思うけれど、例
えばちゃちゃもがいいのか、もっと別の何かを作ってやるのか、あるいは景観を考えた標識
がいいのか。いろんなものもあると思いますので、それはいろんなところで標識をどう
やったのか、それを調べて案を出していただく。準備をして、できるだけ早く4回目を開催
するようにしていただきたい。みなさん、そういうふうに論点整理をしたのですが、ダメ
という方いらっしゃいますか。

●委員

順序が逆になってしまって申し訳ないのですが、3つのことを。ひとつが理想論でもう
ひとつが現実。理想論として、確かこの路上喫煙禁止の先進事例は東京都の千代田区なん

ですけど、千代田区の理念は「マナーから、ルールへ。そしてマナーへ」ということなんです。本来、たばこを吸うというのは、吸う人たちがマナーを守っていくんです。けれども、今、千代田区ではマナーが守られていないので、ルールで縛らざるを得ない。けれども将来的にきちんとルールを使って、綺麗な街ができたならマナーに戻していこうっていう発想でやっているはずなんです。それは指定区域を広げていくということだけが望ましい方向ではないということだと思います。いずれはマナーが実現されていったら、指定区域を狭めていくという考え方をもって指定を考えていく必要があるんだろうなと思います。松阪でも指定区域を増やすというのは、一方で「これだけ環境美化に熱心に取り組んでいく自治体ですよ」というメッセージにもなりますが、他方では「今はそれができていません」というメッセージにもなるんです。今は、マナーではこれが達成できないので、ルールで縛らざるを得ないという所がこれだけある、というメッセージにもなってしまうので、そういう観点からも指定の区域のあり方を考えていく必要がある、そういう条例なんだと思いました。もう一つは現実的なお話なんですけれど、先ほど松浦先生からご指摘いただいたのですが、個人の所有地ですとかを指定していくとなると、合意を取っていかないといけないと思います。商店街の繋ぐっていうところに出てきている、商店街の区域についても、商店街の方々と協議を重ねて、納得していただいた段階で指定をしていくということになると思います。そうすると結構な時間がかかるだろうなと思うのですが、それを待って一気に指定していこうという考え方を採ると、全部の区域について、そこでの合意が達せられるのを待って初めて指定ができる。ひょっとしたら2年後とか3年後になっちゃうかもしれませんが、それは市民の方から見ると、「なんだ条例ができたのにまだ何もしていないじゃないか」ということにもなると思います。現実的なところとして、まずちょっと合意を形成していくのが難しい所については、第2ステップ第3ステップとして話し合いを続けていって、まずは合意が取れる、あるいは公共スペースだという所から指定をしていって、ちゃんと松阪でもこういうことを始めましたよ、という事をメッセージとして発信していくというのも、ひとつ現実なところとしてはありじゃないかなと思います。だからいきなり始めるっていうのもひとつのメッセージの発信のしかたですけども、まずできるところからやるっていうのも、ひとつ考えていいのではないかなと思います。新聞で寄せられた投書っていうのは、たぶんそういう意見だと思うんです。条例ができたのに何も変わっていないじゃないかと。だからいつまでも指定区域が指定されないっていうのも誤ったメッセージの発信の仕方になってしまうので、まだ部分的だけれども、とりあえずできるところから指定をして始めました、という姿勢をとるのもあると思います。

●委員

区域として面で指定がかかったら、家の中のでしかたばこが吸えないということになるのですか。

●委員

あくまで路上喫煙ということは公共の部分が大前提ですよ。

●委員

玄関の前だったらそこでも吸ってはいけないのでしょうか。

●委員

そこは大丈夫だと思います。私有地ですので。

●会長

本当にありがとうございました。もう少し早く聞かせていただきたかったです。だからこの若い2人の先生はどうしても入れてほしいということで、ラブコールを入れました。また、地元のみなさんもいらっしゃらないと、よそ者ばかり入っても困るし、いいバランスが取れているので、一つひとつがんばっていくということで、今から見に行きましょうか。

●委員

いくつか案を出していただいて、メリットデメリットを比較するなり、案が複数案出てこないと議論が詰まっていけないと思います。

5. 閉会

●会長

これをもって第3回は終わらせていただきます。ありがとうございました。